

## 付 議 第 1 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取に関する議案

平成24年11月高知県議会臨時会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務局委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の65」とする」を「100分の62.5」とする」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の54」に、「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の62.5」を「100分の63.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の151」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の138」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の151」を「100分の153」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の151」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の138」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の151」を「100分の153」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

第8条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の65」とするを「100分の62.5」とするに改める。

第10条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の54」に、「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の62.5」を「100分の63.5」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は平成24年12月1日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は平成25年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

平成24年12月期及び平成25年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。 (第1条から第10条まで)

区分		本条例施行前の 支給月数		本条例施行後の支給月数			
				平成24年度		平成25年度以降	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
再任用職員 以外の 職員	一般職員	1. 225月	1. 375月	1. 225月	1. 325月	1. 20月	1. 35月
		計 2. 60月		計 2. 55月		計 2. 55月	
	特定幹部職員	1. 025月	1. 175月	1. 025月	1. 125月	1. 00月	1. 15月
		計 2. 20月		計 2. 15月		計 2. 15月	
再任用職員	一般職員	0. 65月	0. 75月	0. 65月	0. 725月	0. 64月	0. 735月
		計 1. 40月		計 1. 375月		計 1. 375月	
	特定幹部職員	0. 55月	0. 65月	0. 55月	0. 625月	0. 54月	0. 635月
		計 1. 20月		計 1. 175月		計 1. 175月	
特定任期付職員		1. 40月	1. 55月	1. 40月	1. 51月	1. 38月	1. 53月
		計 2. 95月		計 2. 91月		計 2. 91月	

# 参考資料 1 - 1

任期付研究員	1. 40月	1. 55月	1. 40月	1. 51月	1. 38月	1. 53月
	計 2. 95月		計 2. 91月		計 2. 91月	

### 3 施行期日

この条例中平成24年12月期の期末手当に係るものは平成24年12月 1 日から、平成25年度以降の期末手当に係るものは平成25年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の給与に関する条例（抜粋）

職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第21条 略

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」

62.5」とする。  
4～6 略

とする。  
4～6 略



新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の給与に関する条例（抜粋）

職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第21条 略

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の64」と、「100分の135」とあるのは「100分の73.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の54」と、「100分の115」とあるのは「100分の63.5」とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の

4～6 略

62.5」 とする。  
4～6 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

第5条 略

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校

職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

新 旧 対 照 表  
新 旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

第5条 略

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の138」と、「100分の135」とあるのは「100分の153」とする。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校

職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の138」と、「100分の135」とあるのは「100分の153」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の138」と、「100分の135」とあるのは「100分の153」とする。

職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

新 旧 対 照 表  
新 旧

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第 6 条 略

第 6 条 略

2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する一般職員給与条例第 4 条の 2、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、一般職員給与条例第 4 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、一般職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 132.5」とあるのは「100 分の 151」とする。

2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する一般職員給与条例第 4 条の 2、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、一般職員給与条例第 4 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、一般職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」とする。

3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する警察職員給与条例第 4 条第 6 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、警察職員給与条例第 4 条第 6 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、警察職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、

3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する警察職員給与条例第 4 条第 6 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、警察職員給与条例第 4 条第 6 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、警察職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、

## 参考資料 1-3

警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。



新 旧 対 照 表  
新 旧

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第 6 条 略

第 6 条 略

2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する一般職員給与条例第 4 条の 2、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、一般職員給与条例第 4 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、一般職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第 21 条第 2 項中「100分の120」とあるのは「100分の138」と、「100分の135」とあるのは「100分の153」とする。

2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する一般職員給与条例第 4 条の 2、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、一般職員給与条例第 4 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、一般職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第 21 条第 2 項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する警察職員給与条例第 4 条第 6 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、警察職員給与条例第 4 条第 6 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、警察職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、

3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する警察職員給与条例第 4 条第 6 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定の適用については、警察職員給与条例第 4 条第 6 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条の規定」と、警察職員給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、

## 参考資料 1-3

警察職員給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の138」と、「100分の135」とあるのは「100分の153」とする。

警察職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の151」とする。

新 旧 対 照 表

新  
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

旧  
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第22条 略

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の75」とする。

4～6 略

4～6 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第22条 略

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の64」と、「100分の135」とあるのは「100分の73.5」とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

4～6 略

新 旧 対 照 表

新

旧

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第21条 略

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の132.5を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」

62.5」とする。  
4～6 略

とする。  
4～6 略

新 旧 対 照 表

新  
警察職員の給与に関する条例（抜粋）

旧  
警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第21条 略

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の64」と、「100分の135」とあるのは「100分の73.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の54」と、「100分の115」とあるのは「100分の63.5」とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の

4～6 略

62.5」 とする。  
4～6 略